

東北大学附属図書館医学分館利用細則

制定 平成16年 1月14日
改正 平成17年 5月26日
平成24年 7月 9日
平成25年 1月31日
平成28年 7月 8日

(趣旨)

第1条 この細則は、東北大学附属図書館医学分館利用規則（平成6年10月4日制定。以下「規則」という。）第32条の規定に基づき、東北大学附属図書館医学分館（以下「分館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書館利用証等の交付)

第2条 規則第3条第2項に定める、分館が発行する図書館利用証並びに入館証の対象者及び有効期限は、次の表のとおりとする。

利用証種別	対象者	有効期限
分館が発行する 図書館利用証	(1) 本学の名誉教授 (2) 非常勤講師、研修医等、 星陵地区部局の研究生・科目等履修生等 (3) 星陵地区部局の元職員 (4) 星陵地区部局の卒業生 (5) 星陵地区の分野等の長が認めた学外研究者	当該年度末
入館証	星陵地区内の施設で研究活動を行う他部局の学生	当該年度末
備考 在籍期限が当該年度末以前の者の有効期限は在籍終了時とする。		

(利用時間)

第3条 規則第4条第3項の利用時間は、次の表のとおりとする。

利用者	利用時間
本学の職員、星陵地区部局の学生、 分館が発行する図書館利用証を有する者、入館証を有する者	7時から24時
上記以外の者	9時から20時まで。ただし、平日（規則第6条第2項各号に掲げる日は除く。）に限る。

2 分館長が必要と認めるときは、利用時間を変更することがある。

(窓口業務の取扱時間)

第4条 規則第6条第1項の窓口業務の取扱時間は、原則として月曜日から金曜日までの9時から20時までとする。

(閲覧場所の利用制限)

第5条 試験期間中において非常に混雑している場合等、教育研究に支障をきたすおそれがある場合においては、規則第7条第1項に掲げる閲覧場所の利用を制限することがある。

(貸出冊数と貸出期間等)

第6条 規則第11条第1項に規定する図書の貸出しの冊数及び期間は、次の表のとおりとする。

対象者	貸出冊数		貸出期間	更新回数
	図書	視聴覚資料		
(1) 本学の役員及び職員、大学院生 ※1	10冊 ※2	2冊	14日間	1回
(2) 本学の名誉教授、研究員、研修員、 非常勤講師等	10冊 ※2	2冊	14日間	1回
(3) 学生（大学院生を除く） ただし、雑誌は貸出ししない。	5冊	2冊	14日間	1回
(4) 第2条の対象者(5)で規定する 学外研究者	10冊 ※2	2冊	14日間	1回
(5) 星陵地区部局の元教職員・卒業生 ただし、雑誌は貸出ししない。	5冊	—	14日間	—
(6) 上記以外の学外者 ただし、雑誌は貸出ししない。	2冊	—	14日間	—
※1 研究生、科目等履修生を含む ※2 単行本と雑誌を合わせた冊数				

(利用の停止)

第7条 規則第29条に定める「利用上の注意事項」とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 館内においては、静粛を保つこと
- (2) 資料、設備、施設等を損傷、汚損又は不当に占有しないこと
- (3) 許可なく館内に展示又は掲示しないこと
- (4) 許可なく館内において、演説、勧誘、文書の配布等を行わないこと
- (5) 許可されている以外の飲食を行わないこと
- (6) 利用証を他人へ貸与または譲渡しないこと
- (7) 著作権法を遵守すること
- (8) 不正な入館や利用をしないこと
- (9) 他の利用者や職員などに対して迷惑行為や威嚇行為等、利用や業務に支障となる行為を行わないこと

(手続書類の様式)

第8条 分館の利用に関し必要な手続書類の様式は、別記様式のとおりとする。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、分館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年1月14日から施行する。
- 2 医学分館利用規則細則（平成6年10月4日施行）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成17年5月26日から施行する。

附 則（平成24年 7月 9日改正）

この細則は、平成24年 8月 1日から施行する。

附 則（平成25年 1月31日改正）

この細則は、平成25年 3月 1日から施行する。

附 則（平成28年 7月 8日改正）

この細則は、平成28年 7月 1日から施行する。